

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成27年5月26日（火）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 鵜飼 祐充（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 平野 望（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 奥野 博（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 伊神 喜弘（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番, 3番, 4番, 5番 4人

4 議事内容

【裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想】

（司会）今回の意見交換会のメインテーマは、「自白事件の量刑・評議について」となっており、このメインテーマにふさわしい事件の裁判員経験者の方々に御参加いただいております。

最初に、事件についての全般的な感想や印象についてお聴かせ願いたいと思います。まず、1番の方が参加された事件については、便宜上A事件と呼ばせていただきますが、概要としては、被告人が共犯者と共謀の上、元勤務先のインターネットカジノ店で店員を襲って現金を奪ったという事案でした。審理と評議に要した日数は5日間でした。では、1番の方、お願いします。

（1番）私が建築関係の仕事をしているためか、まず、裁判所の建物自体が、とても暗い、冷たい印象を持ちました。一方で、裁判所は、私たちのような普通の人が立ち入るようなところではないと思っていましたが、実際に裁判所へ

立ち入って裁判員を経験してみると、裁判所の中で働く人に関しては、親切な人がいるんだなという印象を抱きました。

(司会) 次に、3番の方の担当事件は、都合上C事件と呼ばさせていただきますが、概要としては、被告人が援助交際を行っている女性から現金を脅し取ろうと企て、共犯者らと恐喝の範囲で共謀の上、その住居に侵入して襲い、現金を奪った住居侵入、強盗致傷と覚せい剤の自己使用及び所持の事案でした。審理と評議に要した日数は4日間でした。3番の方、お願いできますか。

(3番) 全体的な感想と言いますと、裁判員制度のことはニュースや新聞等で知っていましたし、できれば選ばれてやってみたいという思いはありました。私は、仕事で民事事件に関わることもあって、弁護士の先生とお話をする機会もありました。けれど、実際の裁判を裁判官の側で関与していくことは普通にある話ではないので、重たい任務だなと思いつつも、今回私が関与した裁判員裁判は、殺人事件などの重大事案に比べて多少被害の程度等が低かったこともあってか、最初は、これくらいのことでこんなにコストをかけてやるものなのかとも思いました。しかし、話が進み、結論を出す中では、任務も重要ですけど、社会全体にとって重要な制度ですし、民度が成熟する上でも必要な制度だと思いました。この経験をした人が増えることで良い社会につながるのではないかと思います。

(司会) 次に、4番の方ですけれども、都合上D事件と呼ばさせていただきますが、事案としては、被告人が自動車のナンバープレートを盗み、これを付けた自動車を使ってハンドバッグのひったくりをした窃盗、強盗致傷の事案でした。審理と評議に要した日数は3日間でした。では、4番の方、お願いします。

(4番) 一言で申し上げますと、参加して良かったです。裁判員制度は、国民に司法制度を理解してもらうことが目的の制度ですし、実際参加してみて制度目的どおり、理解が深まったように感じました。個人的には、この案件自体が、審理期間が短く、かつ、その日数もすべて審理や評議に使わなかったという

こともあったので、もう少し、複雑な事案の議論をしてみたかったなと思いました。

(司会) それでは最後になりますが、5番の方に参加していただいた事件を、都合上E事件と呼ばせていただきますが、これは、会社関係の酒席で酔った被害者の言動に腹を立てた被告人が被害者に殴るなどの暴行を加えて死亡させた傷害致死の事案でした。審理と評議に要した日数は6日間でした。では、5番の方、全体的な感想などを、お願い致します。

(5番) まず最初に、茶色の封筒が家に届いたのが2年前の秋で、最初は何だろうと思いましたが、裁判員に選ばれるかもしれないとお知らせでした。その後、去年の11月末ころに、何十人の中から6人くらいを選ぶ手続に参加をお願いしますとの通知を受けて、1月ころに手続に出席して裁判員に選ばれました。最初に封筒が届いたときは裁判員なんてやりたくないなのというのが直接の感想でしたし、その後11月ころに呼び出されたときは、もう、どうしよう、嫌だなという思いでした。しかし、裁判員に選ばれるかもしれないということで、自分なりにインターネットなどで調べてみると、経験者の感想として、参加してみて良かったという人が9割くらいでしたので、参加直前には、半分は嫌だなという気持ちでしたが、半分はやってみたいという気持ちも湧いてきました。いざ選ばれて、参加してみると、最初は裁判長や裁判官というものに、すごく怖い印象を持っていたのですが、接してみると、すごく話しやすく、審理中はまじめな話をされましたが、それ以外では、趣味の話だとか好きな食べ物の話などをしていただいて、だんだん気持ちが楽になり、そんなに緊張しないで話し合いができるようになりました。

(司会) ありがとうございます。少しテーマとは離れますが、仕事の都合だとか、健康状態、年齢の関係などの辞退事由があるわけですけど、お仕事の調整などが難しかったとか、逆に会社の理解が得られやすかったとか、そういった点でお話しいただけることはありますでしょうか。

(1番) 私は75歳ですので、会社は息子に譲りましたが、元気なうちは働かなきゃいかんという気持ちから、息子の仕事の3分の1くらいですが、毎日、やりきれないくらいの仕事をこなしています。

(司会) 70歳以上であれば、年齢条件によって、それだけで辞退可能ですというお知らせを文書でもさせていただいていますが、その点については、年齢を超えていてもやってみようという、そういうお気持ちだったのでしょうか。

(1番) 当初、行きたくないとは思いましたが、知り合いに相談してみたところ、一度やってみたらという勧めを受け、経験してみた方がいいかなと思って参加しました。普段、裁判所のような所には行くことはないのですが、そのような所で働く人の人となりを一度見てみたいとも思うようになっていきました。結果としては、やってみて良かったなと思います。

(司会) 他の方はいかがでしょうか。審理と評議の日数や、事前の呼出しの間隔などから、御都合を調整することが難しかったといったことはありませんでしたでしょうか。

(3番) 前もって、ある程度の期間がありましたので、調整も付けやすかったですし、会社に裁判員のための休暇制度もあったので特に問題ありませんでした。

【法廷での審理の理解のしやすさについて】

(司会) 裁判の公判について、自由に発言していただきたいんですが、皆さんが初めて裁判員として審理するに当たって、法廷での審理が十分分かりやすいものであったのかどうか、証拠調べなどで分かりにくいところがなかったか、証人の話や、書面や写真で示される情報だとか、説明の仕方が分かりにくかったとか、この点についてはいかがでしょうか。

(3番) 全体の流れや、手続中にどういう事が起こるのかを事前に教えてもらっていると良かったなと思います。手続やその流れなどについては、ホームページや冊子でも情報提供されているし、広報もされていることは確かですが、それとは別に、裁判員に選ばれた後に、裁判官の口頭説明でもビデオを使っ

た説明でもいいので、ここを注意してほしいとか、こういう書類が出る予定だとか、こういう流れで進むんだとか、検事や弁護士がこういうことを話すんだとかといったようなことを説明してもらえると良かったですし、一緒に参加した裁判員のみなさんも同じ感じを持ったと思います。

(5番) 最初に審理がある日の3日前に選任され、選任された日に法廷の見学をさせていただいたんですが、いざ審理が始まり、法廷に行って被告人や遺族がいらっしゃる場所に立つとものすごく緊張しました。病院の先生の尋問等を聞き、メモも取りましたが、その場で尋問がなされているのに、他人事のように、ただ聞いているだけで、実感がなかなか湧きませんでした。3番の方がおっしゃったように、ビデオなどでこういう流れなんだよといったことを教えてもらってれば、心づもりもできたかもしれません。審理初日から法廷で裁判官側に座ったわけですが、自分が何をしたいのか、最初の日は、分かりませんでした。

(3番) 5番さんのおっしゃることは分かります。あらかじめ、その事件の手续や、その流れが分かるものをもらったり、考えたりしたりすることができないことは分かるんですが、私は月曜日に選任手続に来て、その翌々日9時に集合して、では行きましょうと言われて法廷に行き、次から次へと法廷にいろいろなものが出てきて判断していくというのが大変でした。

(司会) そうすると、中身まで踏み込んで話をするというよりは、「次にこういうことが起こりますよ」、「こういうような証拠書類が出てくるので、こういうところをポイントとして見てください」という説明を聞いておけば、心の準備もできた、そういったことなんではなかろうか。刑事裁判は、実際として、我々裁判官も含め、事前に証拠の中身はまったく見ていなくて、みなさんと同じように初めて見る証拠ばかりですので、あらかじめこういった証拠がありますよ、といったことは御説明できません。ただ、流れ的なものは当然説明できますし、次の証人はこういった位置づけの方で、おそらくこういった

ことを話される予定ですよ、といったことはお話しできたと思います。今のお二人のお話をお聞きすると、裁判官からは、とにかく法廷で見てくださいといった感じだったのでしょいか。

(3番) 法廷に出てきたものだけを材料にして判断するため、多分、言えない部分もあったのだと思います。ただ、普段から仕事としてやっているわけではない我々からすると、少しでも流れが分かるものがあれば、もうちょっと審理も分かりやすかったのではないかと思います。それを裁判官の方にお話ししたところ、こういう制度になっているから、事前にはできないんですと言われました。

(5番) 自分が受け持つ裁判に関してでなくても、だいたいの流れがこうですよ、というものを事前に教えていただくと、もう少し心づもりができたかもしれません。

(司会) 全体の流れのような説明が事前にはなかったというお話でしょうか。

(5番) 最初に、こういう方を尋問するとか、こういうふうにとやるといったことを、例えば、ビデオで事前に流れを見ておけると良かったかもしれないです。

(司会) 確かに、初めて裁判に参加されて、いきなり証拠だとか、証人の話だとか、聞いてから考えてください、と言われても難しいと思います。今たまたま3番の方と5番の方とで、別々の裁判体で経験された方々のお話だったのですが、この点、4番の方はいかがでしょうか。

(4番) 3番と5番の方と同意見です。事前に他の裁判を傍聴して、そのときに説明を入れてもらえると、流れなどが分かって良かったのかなと今思いました。

(司会) 今の御意見は、裁判所としても反省すべき点とさせていただきます。

【量刑が争点になると聞いて感じたこと、量刑に関する予備知識の有無】

(司会) 選任手続で事件内容の説明がありますが、そこではまだ自白事件かどうかは分からなくて、公判になって最初の陳述、認否を聞いた時点で、これが自白事件かどうかというのが確定します。事件によっては、犯人ではないとい

うことで犯人性を争ったり、事実を完全に否定したりと、いろいろな事件がある中で、今回は主に量刑が問題になる事件ということで参加していただいています。皆さん、それが分かった時点で何か思ったことはありますか。難しさを感じたりしたことはありますか。

(3番) それはあります。難しいということではないのですが、強盗致傷には何年の刑がふさわしいのかと、条文を見たり、調べようと思えば調べられたのですが、それはせずに、出てきた資料をもとにその場で判断していくことが必要なんだと裁判長から言われていました。それに従って、予見や予断を持たずにその数日間に臨もうと思っていたので、あえて調べたりはしませんでした。評議のときにいろいろ教えていただきましたので、それをベースに考えたという感じです。

【冒頭陳述について】

(司会) 次に、冒頭陳述について感想を聞かせていただきたいと思います。検察官や弁護人が、審理の最初に、自分たちがこういう事実を証明できるんだ、ということで、冒頭陳述というものをそれぞれの立場から行ったかと思いますが、冒頭陳述というのは、証拠の中身とは別だという説明を裁判所はしています。これはあくまでも、検察官や弁護人の見立て、予告みたいなものであって、そこで述べられることは証拠ではありませんので、実際に見たり聞いたりした証人の話や証拠物、書証を中心に判断してくださいと説明していると思います。皆さん、実際に、冒頭陳述は証拠調べや書証とは違うんですよという説明はありましたか。また、実際にはかなり詳細な事実が冒頭陳述書には書かれています。それを読んだり説明を受けた上で、証人の話や証拠書類の書面を見たときに、区別はきちんとして理解していただけましたでしょうか。冒頭陳述書に書かれた内容を、検察官や弁護人が説明したり読み上げたりしたことで、既成事実としてそういう事実があつて、証人の話などはその確認作業であるかのように錯覚したことはなかったでしょうか。

(3番) 予告なんだよというよりは、検察官からこうだ、弁護人からこうだ、本人からこうだという話があるものだと思っていたので、冒頭陳述の内容が事実ということではなくて、調べた内容がこうだということをお話しているということは理解していました。

(司会) 冒頭陳述はそういう類のものであって、それとは区別して、実際の証人の話を聞いて初めて判断するんだということは理解できていましたか。

(3番) はい。

【量刑を検討する上で重要な事実の把握について】

(司会) それから、今回のそれぞれの事件は、共犯者が複数いる事件では、共犯者間の役割や地位に応じて刑罰が決まるということで、その役割や地位がどういふものだったかというのが最終的に問題になりますし、強盗であれば犯行の態様の悪質性や計画性が最終的に刑罰を決めるときに議論されているはずです。例えば、暴行態様が危険だったかどうかとか、暴行に至った動機についてどう評価するかということが刑を決める上で重要な要素になるのですが、皆さんが最初に聞かれた検察官や弁護人の冒頭陳述で、そのポイントは伝わりましたか。

(1番) 流れていくうちに、なるほどということがあったのですが、最初のうちはちょっと分からなかったですね。

(司会) 1番さんのA事件でいえば、まさに共犯者間でどちらが主導的な役割だったかということや、警棒で頭を殴った行為が危険だったかどうか、ということが最終的に刑罰を決めるポイントとして議論されているようですが、一番最初からそれがポイントだというのはつかみにくかったですか。

(1番) 自分が勤めていたところに泥棒に入ったというものであったので、流れ的にはよく分かったです。

(司会) 事件のつかみとしてはつかめたけども、どこが刑罰を決めるポイントなのかということは最初のうちはつかみにくかったということですか。

(1番) つかめなかったです。

(司会) 3番の方のC事件も、共犯者間の役割ということが最終的にポイントになったようですが、被告人だけが殴ってしまったということで、行為の危険性あるいはけがの重さというの、刑罰を決める上でのポイントになっていますが、冒頭陳述から、ここがポイントだというのは把握できましたか。それとも、途中から、そうだったのかと理解できたのか、どうですか。

(3番) 最初の説明で分かりました。

(司会) 4番の方のD事件は車を使ったひったくり事件ですが、行為の危険性がどれくらいあったかということと、何のためにお金をひったくったのかということが問題となり、国民年金の支払いをしたいがためというのが動機だったということが判決に至る中で議論されているようです。そういう点がポイントだということは、当初から分かったのか、それとも、最後の方の論告弁論で分かったのか、この点はどうですか。

(4番) 最初の方には、そういう話はあまりなかったと思います。評議を進めていく中で、最終的にこういうところで決めるんですよ、ということが後から出てきた様な感じだったと思います。

(司会) 5番の方のE事件でいえば、暴行が危険なものであったかとか、お互いに酔っぱらっていたということで、けがの原因について、酔っているときにしたということなのか、被害者に落ち度があったのか、最終的に刑罰を決める上で議論がされたようですが、審理に入る前の検察官や弁護人の説明で、その時点でそこがきちんと把握できたでしょうか。それとも、そこはちょっと難しく、流れ的な経緯はつかめたけども、刑罰を決めるポイントは途中から分かってきたかについてはどうですか。

(5番) 刑罰を決めるポイントは、やはり流れの中で分かりました。私が担当した事件は、お酒の席で被害者が加害者の顔をワインのついたぞうきんで拭いて、それに加害者が怒って廊下に連れ出し殴ったのが致命傷だったのですが、ど

の時点で被害者を連れ出し殴ろうという気持ちになったのかは分からずじまいでした。

(司会) 刑罰を決める上でのポイントというのも分かりませんでしたか。

(5番) ポイントは途中から分かりました。

(司会) その部分の説明が最初からうまく理解されていないとすると、ずっと証人の話とか被告人の話を聞いているときに、この事実がなぜ大事なのかというポイントが分かりにくくて、すべて大事だと思って聞いてしまっているということになります。もし最初の時点でそういうポイントがつかめれば、ここは非常に重要なポイントだからしっかり聞いておこうとか、ここは流れをつかむための事実だからそういう事実があったということを理解しておけばいいかな、ということについて、区別してメリハリをつけながら法廷に臨んでいただく。こちらとしてはそれを理想として考えています。

(5番) それはなかったです。医師の陳述も奥さんの言葉も全部メモしたのですが、何をポイントにしたらいいいのかは分からなかったです。

(3番) 先ほど、冒頭陳述のメモは分かりましたかという質問に対して、分かりましたと答えましたが、言われてみればそんな整理はして聞いていなかったです。こういうことを言っていた、ああいうことを言っていたというのを聞き逃さないように全部メモをして、思ったこともその場で書き留めていく、という作業をずっとしていました。

(司会) そうすると、ずっとフルに非常に緊張されていたわけですね。理想としては、その中で、メリハリを付けて審理に臨めれば、と思うのですが。

(5番) それはなかったです。全部重要な内容だと思ってメモしていました。

(司会) 4番の方はその点どうですか。

(4番) 同じですが、裁判官は、こちらが初心者なので一度に全部出すと覚えきれないのではないかという配慮から、少しずつ出して理解してもらおうとされているのだと感じました。結果、おっしゃったとおり、どこがというのはよ

く分からないまま臨む形になったんですけど、仕方がないのかな、初心者なのでそこは難しいのかな、と思いました。

(検察官) 先ほど、量刑を決める上でポイントとなる事柄が、評議を進める中で分かってきたというお話がありました。検察官としては、冒頭陳述で、事件の流れを説明した後に、量刑を決める上でポイントとなる点を説明するようにしているのですが、分かりにくかったですでしょうか。

(3番) 公判で出てくるもの全てが重要だと思っていたので、ポイントとなる点を、「ここが重要なので、しっかり聞いてください。」と言うなどしてもっと強調して話してもらえると分かりやすかったと思います。

【論告及び弁論の分かりやすさについて】

(司会) 審理の最後に、検察官や弁護人が、それぞれ自分の主張を述べる論告、弁論という手続がありましたが、その際の口頭による説明及び配布文書は、量刑を検討する上で分かりやすいものでしたか。量刑の判断を行うのに十分な内容でしたか。もし分かりにくかったとすれば、その理由は何ですか。また、論告や弁論を聞いて、量刑を判断する要素やその重要度について理解して、その後の評議に臨むことができましたか。

(5番) 評議で話し合っていく中で、初めて量刑を判断する要素が分かりました。

(3番) 私も、評議の中で量刑を判断するためのポイントが分かりました。他の裁判員も同じだったようで、評議になってから、証人尋問や被告人質問でもっと質問すれば良かったと後悔しているようでした。

【評議の進め方について】

(司会) 評議の時間のかけ方は十分でしたか。また、評議の進め方はいかがでしたか。

(3番) 時間も休憩の取り方も十分でしたし、評議の進め方も分かりやすかったです。

(4番) もう少し時間をかけて評議しても良かったと思います。

(司会) 評議では、意見は活発に出ましたか。

(5番) 順番に意見を求められて述べていく形で進められたので、全員意見を言っていました。

(司会) 量刑の評議を行うに当たり、刑を決める基本的な考え方について裁判官から説明がありましたか。その説明は分かりやすいものでしたか。また、その説明があった時期はいつでしたか。

(5番) 説明されたかもしれませんが、記憶にありません。

(3番) 評議の際に説明を受けました。公判の前に、基本的な考え方や、公判の一つ一つの手続がどのような意味を持っているのかといった説明をしてもらえれば、分かりやすかったと思います。

(4番) 評議の際に説明がありました。議論を進めながら、少しずつ区切って説明をされたので、最初に全体像を示してほしかったです。

(司会) あえて、道筋をあらかじめ見せなかったのではないのですか。

(3番) そのような進め方をする手続なのだと思いますが。

(司会) 公判手続の中で、基本的な考え方の説明があった方が良かったですか。

(3番) 証拠調べ等の前に、それがどのような意味があるのかという説明はしてほしかったです。

(司会) 実際の評議の中では、事件の中で重み付けをするような事実を、みなさんで議論して、抽出をして、それに対して少し調整的なものはこういう事情です、ねという説明をして、刑罰の議論をしていたかと思いますが、その過程では違和感なく議論できましたか。

(3番) 感覚で裁判をしないように気を付けました。

(司会) 評議では、裁判で見たり聞いたりした記憶に基づき、議論できましたか。

(3番) 議論できましたが、資料があれば見せてほしかったです。

(1番) 家に資料を持ち帰って頭を整理したかったです。

(司会) 量刑評議の場において、量刑データのグラフ、事例一覧表などの資料は示されていきましたか。これらを用いることにより量刑の判断はしやすくなりましたか。

(全員) うなづく。

(1番) 量刑データを示されて納得しました。

(4番) みんなで散々議論して意見が出た後に、量刑データが出てきたのが、残念です。

(3番) 何年が相当という話までいかず、過去のデータが示されたと思います。

(5番) 裁判員の意見が出る前に示されたと思います。

(司会) あまり早い段階で示されると、それに拘束されますか。

(5番) 拘束されると思います。

(司会) 個別の事例も示されましたか。

(5番) いくつか事例を見せてもらいました。

(1番) 私もいくつか見せてもらいました。

(3番) 見せてもらいました。それを踏まえて判断しないといけないと感じました。

(司会) それはプリントアウトされましたか。

(4番) 各人に配布はされませんでしたでしたが、数件から十数件分、プリントアウトしてくれました。

(司会) 担当した事件と類似した事例を抽出して示すというやり方については、どのように感じましたか。

(5番) 示していただいたときに、裁判官から説明を受けたので、理解しやすかったです。

(3番) そのようなやり方も必要だと思います。

(弁護士) 酌量減輕相当だという意見が判決に記載されている事案がありますが、裁判官は、どのような段階で裁判員に説明をしているのですか。

(司会) 執行猶予付きの事件などでは、法定刑の説明の中で、酌量減輕の説明もし

ていると思いますが、いかがでしたか。

(全員) うなずく。

【裁判員の任務を終えての感想】

(司会) 裁判員の任務を終えての感想はいかがですか。裁判員を経験されて、裁判所の対応等に何か改善を要すると思われる点がありましたら、お聴かせください。

(1番) 裁判官がとても親切でした。

(3番) いろいろ配慮をしていただき、意見を言いやすい雰囲気でした。今回の経験を通して、被害者感情なども知ることができて良かったです。

(4番) 確率は低いと思いますが、もう一度裁判員として裁判に参加してみたいです。

(5番) 裁判官は雲の上の存在と思っていましたが、実際は普通の人と変わらないんだなと感じました。裁判員だったことを周囲に伝えると非常に驚かれ、まだ世間には気軽に話せないことなんだなと感じました。

(司会) 本日は貴重な御意見をありがとうございました。